

令和8年度

# 保育所入所案内

お問い合わせ

健康福祉課 TEL 088-679-2971

佐那河内保育所 TEL 088-679-2217

# 目次

1. 保育所とはどんなところ·····	1
2. 申込みの手続きの流れについて·····	1
3. 保育を受けるためには·····	2
4. 保育所等の利用申込みについて·····	3
5. 支給認定申請・利用申込みに必要な書類等について·····	4
6. 広域利用について·····	5
7. 保育料（利用者負担額）等について·····	5
8. 申込み内容の変更について·····	6
9. 保育所等の途中退所について·····	6
10. 保育の利用時間について·····	6
11. 慣らし保育について·····	7
12. 土曜保育について·····	7
13. 佐那河内保育所の紹介·····	8

○ 利用申込みの受け付けについて（詳しくは3P以降をご覧ください。）

- 受付期間 : 令和7年1月4日（火）～令和7年1月1日（月）
- 受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝日除く）
- 受付場所 : 健康福祉課、保育所

○ 上記の受付期間の後は、随時申込みとなります。（受入れ定員に余裕がある場合に限りります。）

5月以降からの利用を希望する場合は、利用を希望する月の前月の1日（1日が土日祝日の場合はその前の開庁日）までに、健康福祉課に申込みしてください。

このご案内は、令和7年10月現在で決定している内容です。

今後、変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

## 1. 保育所とはどんなところ

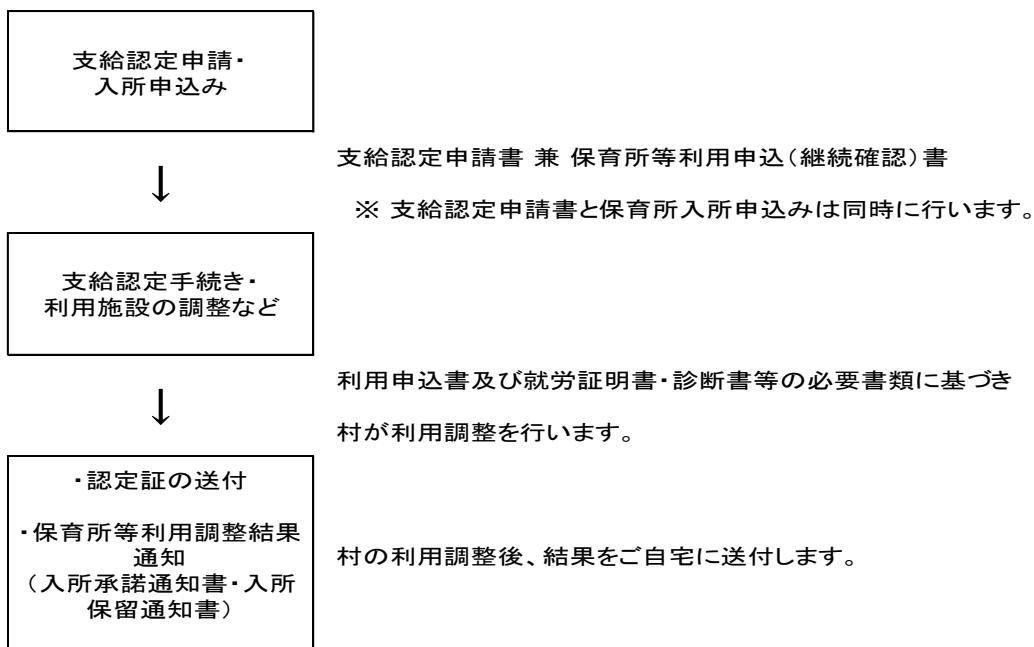
保育所とは、保護者の方が仕事や病気など、いろいろな事情でお子様を家庭で保育することが困難なときに、保護者の方に代わって、お子様の健全な心身の発達を図ることを目的に保育（養護と教育）を行う施設です。

※ 「集団生活を経験させたいから」などの理由では利用することはできません。

## 2. 申込みの手続きの流れについて

保育所での保育を希望される場合、保育の利用の必要性の認定を受けていただきます。保育の利用の必要性の認定と保育所等の利用申込みは同時に行いますので、「支給認定申請書兼保育所等利用申込（継続確認）書」に必要書類を添付のうえ、健康福祉課または保育所に提出してください。

〈申込みから結果発表までの流れ〉



※ 「支給認定証」は「入所承諾通知書」とは異なりますので、お間違いないようにご注意ください。「支給認定証」が交付された方でも、保育所の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



### 3. 保育を受けるためには

子ども・子育て支援制度では、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための「支給認定」を受けていただく必要があります。お子様の年齢や保護者の方の就労状況等に応じた認定区分及び保育の必要量を区分した「支給認定証」が交付されます。認定区分については、次のとおりです。

#### ○ 3つの認定区分

認定区分		対象となる児童
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される児童
2号認定	保育認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望される児童
3号認定	保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望される児童

#### ○ 保育の必要量の認定（2号認定・3号認定）

2号認定、3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの利用区分になります。

（1）「就労」を理由とする場合：就労する時間に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。

なお、就労が理由で利用される場合の就労時間の目安は、次のとおりです。

- ・保育標準時間（最大11時間の利用）：月120時間以上
- ・保育短時間（最大8時間の利用）：月48時間以上120時間未満

（2）「就労」以外を理由とする場合：「育児休業中」「求職活動」の場合のみ「保育短時間」で統一されます。それ以外のものについては、原則として「保育標準時間」で統一されます。

※ 「就労」以外を理由とする場合で、保護者の方が「保育短時間」の区分の申請をした場合には「保育短時間」の区分となります。

※ 就労等の状況に変化があった場合は、速やかに変更の届出をしてください。

正当な理由なく変更の届出を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により認定の取り消しを行う場合があります。

## 4. 保育所等の利用申込みについて

申込書類一式は、健康福祉課でお渡しします。また、佐那河内村のホームページにも掲載しています。

申込書類に必要書類を添付のうえ、健康福祉課または保育所に提出してください。

※ 提出前にチェックリストで、もう一度ご確認ください。

### 1. 令和8年4月1日からの利用を希望する場合

#### (1) 申込み方法

○ 受付日時 令和7年11月4日（火）～令和7年12月1日（月）

月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祝日除く）

○ 受付場所 健康福祉課、保育所

※ 上記の期間以降も、随時申込みが可能ですが、上記の期間内に申込まれた方の利用調整後に、受入れ定員に余裕がある場合にのみ利用調整をします。

※ 在所児についても同様の手続きが必要です。上記の期間内に、健康福祉課または保育所に提出してください。

（2）審査結果 村の利用調整後、審査結果を通知します。（2月下旬～3月上旬頃）

### 2. 年度途中からの利用を希望する場合

#### (1) 申込み要件

○ 一斉受付期間終了後の利用申込みは、受入れ定員に余裕がある場合にのみ随時受けますが、利用の時期については希望に添えない場合があります。（希望月に利用できなかった場合、当該年度中は引き続き利用調整します。）

○ 利用開始日は毎月1日からで、利用を希望する月の前月の1日（1日が土日祝日の場合はその前の開庁日）までに、健康福祉課に利用申込みをしてください。

（2）審査結果 村の利用調整後、審査結果を通知します。

※ 対象児童は、村内に住民登録し、現に保護者等と共に村内に居住している家庭の児童です。これに該当せず、佐那河内保育所の利用を希望する児童は、広域利用（5P参照）での利用申込みをお願いします。

※ 年度途中からの利用は、保護者の方が利用を希望する時期に利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特に、0歳児の途中入所は例年難しい状況ですので、ご了承ください。

## 5. 支給認定申請・利用申込みに必要な書類等について

佐那河内保育所を利用希望で、利用申込みできる児童は、次の要件の1.と2.の両方に該当する児童です。

### 1. 村内に住民登録し、現に保護者等と共に村内に居住している家庭の児童

※ 佐那河内村に転入を予定している場合は、次の要件を満たす児童のみ利用申込みを受付けます。

- 転入先の住所が決定していること。
- 入所日の前日までに、佐那河内村に転入手続きを完了していること。

### 2. 児童の保護者の方のいずれもが、次のいずれかの事由に該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合

事由	必要書類
○ 就労	就労証明書
○ 就学	在学証明書等
○ 妊娠・出産	母子手帳のコピー（保護者名と分娩予定日がわかる部分）
○ 疾病・障がい等	医師の診断書、又は障がい者手帳等各種手帳のコピー
○ 親族の介護・看護	介護保険被保険者証等のコピー、介護をする旨の申立書
○ 育休取得時の継続利用	就労証明書（休業中の欄の記載）
○ 虐待やDV等	保護証明書等
○ 災害復旧	罹災証明書等
○ 求職活動	求職状況証明書
○ その他、村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

上記の要件によって申込みされても、次のような場合には、利用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 定員に余裕がない場合及び保育士が不足している場合
- 虚偽の申込みや、届出内容に相違があることが判明した場合
- 次年度が始まるまでに必要書類の提出がない場合

※ 保育所を利用できる基準に該当し、そのうえで児童の心身に障がいがあると思われる場合は、受入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込み時に必ずお申し出ください。

## 6. 広域利用について

**1. 佐那河内村に居住されている方が、他の市町村の保育施設の利用を希望される場合**  
健康福祉課に利用申込みをしてください。他の市町村との利用調整を行いますが、希望される市町村の入所状況により、希望の保育施設に入所できない場合もあります。

**2. 佐那河内村外に居住されている方が、佐那河内保育所の利用を希望される場合**

居住されている市町村で利用申込みをしてください。ただし、利用調整については佐那河内村に居住されている方を優先させていただきます。

## 7. 保育料（利用者負担額）等について

**1. 3～5歳児及び村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料について**

国の幼児教育・保育の無償化施策により、保育料は無償となります。

**2. 村民税課税世帯の0～2歳児の保育料について**

県及び佐那河内村独自の施策により、所得金額を問わず保育料は無償となります。

**3. 副食費について**

3～5歳児の副食費は、一部免除対象者を除き徴収対象となっていますが、佐那河内村では独自の施策により、副食費を免除しています。

0～2歳児の副食費は、保育料に含まれる取扱いとなります。

## 8. 申込み内容の変更について

支給認定申請及び利用申込みの内容に変更があった場合は、証明書類等の添付書類を揃えて、変更届を健康福祉課に提出してください。

※ 変更届の用紙は健康福祉課にあります。

○ 保育の必要性の認定事由が変わった

- (例) ・仕事を辞めた場合 認定変更 『就労』 → 『求職活動』  
・産前産後休暇に入った場合 認定変更 『就労』 → 『妊娠・出産』

○ 家庭状況が変わった

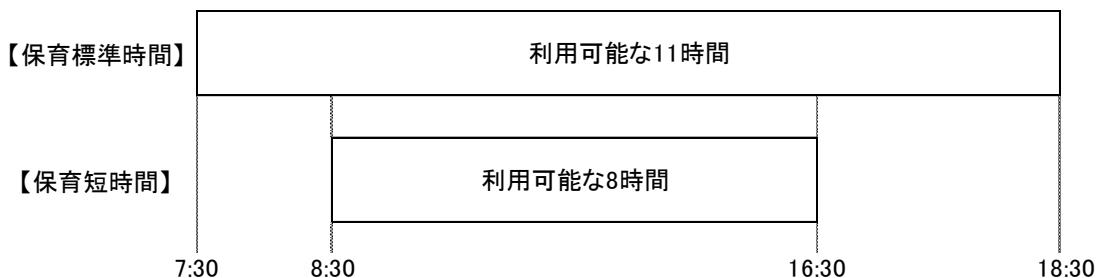
- (例) ・離婚・結婚した場合 → 住所の変更等  
・祖父母と同居する → 世帯員の変更等

## 9. 保育所等の途中退所について

転居などにより、年度の途中及び認定期間の途中で退所する場合は、速やか（退所予定月の前月の1日まで）に、退所届を健康福祉課に提出してください。

※ 退所届の用紙は健康福祉課にあります。

## 10. 保育の利用時間について



※ 保護者の認定要件に応じて、保育標準時間と保育短時間に区分されます。

※ 保育標準時間認定となる場合でも、保育短時間を希望することもできます。

※ 父母等の認定要件が異なる場合、利用時間が短い認定要件での認定となります。

※ 保護者の就労時間（送迎時間も含む。）と保育利用希望時間に合わせ算定します。

※ 月の途中で保育必要量の認定区分が変更となる場合、翌月からの変更となります。

## 1 1. 慣らし保育について

慣らし保育とは、児童の心身の負担を考え、保育所の新しい環境に無理なく慣れることを目的として行う保育です。

利用開始当初、児童が集団生活に慣れるまでの間は、通常より短い時間で慣らし保育を行います。少しづつ保育時間を延ばして、その後1日保育になります。(個人差がありますので、1日保育になるまでの期間はお子様の状況によって変わります。)

## 1 2. 土曜保育について

土曜保育は、保護者の就労により家庭で保育をすることが困難な方を対象に行っていきます。

また、労働基準法により、1週間の就労時間は40時間以下とされていることから、土曜保育は、平日の保育に支障をきたさないよう十分配慮しながら、保育士が交代で出勤する勤務体制をとっています。

土曜日に家庭で保育ができる場合は、お子様とのふれあいをより一層深めるためにも、家庭での保育にご協力をお願いします。

### ○ 申込み方法

- ① 土曜保育を希望する方は、その週の火曜日までに「土曜保育申込書」により保育所に申込みしてください。(連休等で月曜日が休日の場合は、その週の水曜日までに申込みしてください。)
- ② 申込み後、欠席することになった場合は、速やかに保育所まで連絡してください。(当日の場合は、8:00~9:00の間に連絡してください。)

### ○ 保育時間 8:00~12:00

※ 9:00までに登所し、12:00までに迎えをお願いします。

## 1 3. 佐那河内保育所の紹介

### 1. 保育理念等

#### ・保育理念

それぞれの個性を認め合い 共にのびのびと育つ

#### ・保育目標

①心も体もしなやかな子

##### (保育方針)

心 愛情を持って関わることで信頼関係を築いていく

体 基本的な生活習慣を身に付け、安心して生活できるように配慮する

②自分も仲間も大切にできる子

##### (保育方針)

子どもの気づきを大切にし、気持ちを受け止めながら、思いやりの心を育む

③自分の気持ちを素直に表現できる子

##### (保育方針)

子どものありのままの姿や思いに寄り添い、のびのびと活動できるように関わる

子どもが意欲的・主体的に環境に関わり、自己発揮できる場を整えていく

④豊かな自然と親しみ共存できる子

##### (保育方針)

四季折々の自然に触れる実体験を通して、五感を育む

### 2. 令和7年度 利用定員及び利用人数

○ 利用定員 70人 ○ 利用人数 40人 (令和7年10月1日時点)

クラス名（組）	年齢	利用人数（令和7年10月1日時点）
そ ら	0歳児	3人
	1歳児	6人
か わ	2歳児	4人
や ま	3歳児	7人
ほ し	4歳児	10人
つ き	5歳児	10人
合 計		40人